

会員に関する規程

(目的)

第1条 本規程は、定款第52条第2項の規定に基づき、一般財団法人世田谷コミュニティ財団（以下「本財団」といいます）の会員の入会及び退会並びに会費等に関し必要な事項を定めるものとします。

(名称と会員の種別)

第2条 本財団の趣旨に賛同し、後援する個人及び法人・団体を対象に、「世田谷コミュニティ財団友の会」（以下「友の会」といいます）と称する会員制度を設けます。

2. 友の会の会員は、個人会員、法人賛助会員からなるものとします。
3. 友の会の会員は、財団の目的に賛同し、本規程に定める会費を納入する個人及び法人・団体とします。
4. 本財団の理事会は、友の会の会員の通称を定めることができるものとします。

(入会手続)

第3条 個人会員になろうとする者（以下「個人会員入会希望者」といいます）は、本財団のウェブサイト（<https://scf.tokyo/> 以下「本ウェブサイト」といいます）を通じて入会申込を行うものとします。但し、本財団は、本ウェブサイトによる入会手続を希望しない個人会員入会希望者が、別に定める入会申込書に必要事項を記入し理事長に提出した場合に、当該個人会員入会希望者の入会を認めることがあります。

2. 法人賛助会員になろうとする者は、本財団が別に定める入会申込書に必要事項を記入し理事長に提出します。

(入会の成立及び拒絶)

第4条 入会は、前条に定める入会手続（入会申込及び年会費の納入）を行った時点で成立するものとします。

(会費)

第5条 会員は、会員種別ごとに次項所定の会費を納入しなければなりません。

2. 会費は会員種別に応じて下記各号の通りとします。

(1) 個人会員

1口 月額1000円として、各個人会員が任意に設定した1口以上の金額を毎月または毎年度まとめて支払うものとします。毎年度まとめて支払う場合、当該年度（次の3月31日までの期間）の会費として1年分の会費を支払い、翌年度以降毎年度4月末日まで

に当年度の会費を支払うものとします。

(2) 法人賛助会員

1口 年額50,000円とし、各法人賛助会員が任意に設定した1口以上の金額を毎年度4月末日までに支払うものとします。但し、入会した年度については、第3条第2項に従い入会申込書を提出した後速やかに支払うものとします。

3. 高額寄付者や本財団の活動に多大な貢献を行うなど、別表に定める一定の条件を満たす寄付者及び会員について、理事会の承認により、会費を免除することがあります。

【別表】会費の免除について

1. 寄付による会費の免除		
個人会員	5口（年額6万円）以上	当該年度を含む3年間の会費を免除
法人賛助会員	5口（年額25万円）以上	当該年度を含む3年間の会費を免除
2. 運営サポーターとしての貢献による会費の免除		
個人会員	本財団の事務所にて週1日以上、経理、広報、法務、会員管理その他本財団の各種事業に関する業務をお手伝いいただいた方	翌年度の会費を免除

(会員の特典)

第6条 会員は次の特典を受けることができます。

- (1) 本財団の年間活動報告会への参加 (※1)
- (2) 公式サイト等における会員名のご紹介 (※2)
- (3) 応援メッセージの活用 (※3)

※1：年間活動報告会は、年1回開催予定です。交流会・懇親会等の参加費は別途。

※2：本財団の公式WEBサイト、年間活動報告書、プレスリリース等において、ご希望により、個人会員、法人賛助会員としてご紹介をさせていただきます。

※3：法人賛助会員の方には、「〇〇〇社は、世田谷コミュニティ財団の活動を応援しています」等のメッセージを、自社の広告、販促物等への掲載や、CSR活動としてご利用いただけます。掲載に当たっては、事前に事務局に申請をお願いします。

(会費の使途)

第7条 第5条の会費は、毎事業年度における合計額の50%以上を当該年度の公益目的事業に使用します。

(会員資格有効期間)

第8条 会員資格有効期間は毎年4月1日より、翌年3月31日までの1年間とします。

- 2. 入会初年度の会員資格の有効期間は、入会した日から次の3月31日までとします。
- 3. 本財団は、会員継続のための案内を毎年2月に通知します。

4. 会員資格は、会費の振込みを本財団が確認することをもって継続されます。
5. 振り込まれた会費等は返還いたしません。

(会員資格有効期間終了に伴う措置)

第9条 会員資格有効期間が過ぎ、本財団からの通知があった後も、本財団が当該会員の更新の意思及び会費の払込を確認できず、会員資格の更新がなされない場合には、会員の資格を停止します。本財団に債務があった場合は、速やか清算することとします。

(退会)

第10条 会員はいつでも会員本人の次の登録情報を記載した退会届を本財団が指定する方法で理事長に提出することにより、任意に退会することができます。

- ①氏名（法人の場合は法人名）
- ②住所
- ③電話番号

2. 会員が死亡又は会員である法人が解散した場合、当該会員は本財団の会員資格を喪失します。

(会員資格の停止または除名)

第11条 会員が下記各号の事由のいずれかに該当する場合、理事会の議決を経て会員資格を停止、又は、除名することがあります。

(1) 以下に示すような違法行為または著しく道義に悖る行為をするなど、会員として相応しくないと認められるとき。

本財団の定款・諸規程、諸法令、公序良俗の違反
誹謗中傷、プライバシー侵害/商標権、著作権、財産権の侵害、不正な入会申込
本財団の名誉・信用失墜行為/宗教、思想、政治活動
商品販売・勧誘
他団体・組織への勧誘
反社会勢力者

(2) 正当な理由がなく会費を3年以上滞納したとき。

(3) 第3条第1項または第2項所定の入会申込書の内容に不正または虚偽の記載があったことが判明したとき。

(4) その他、本財団が会員として不相当と判断したとき。

2. 前項の場合、会員の除名が審議される理事会において、当該会員に対して、弁明の機会を与えなければなりません。

3. 第1項に基づき、会員がその資格を停止、又は除名された場合で、本財団に当該会員に対する債務があるときは、速やかに清算することとします。

(会費の不返還)

第12条 第10条または前条に基づき、会員が退会した場合又は除名された場合、本財団は当該会員に対し、振り込まれた会費等拠出金品の返還はいたしません。

(本財団の商号及び商標等の利用制限)

第13条 本財団が定めた商号及び商標等を利用しようとする場合は、理事会の承認を得る必要があります。

2. 本財団の機関紙、ホームページ、ブログ及びマスコミ発表記事等、本財団に関わる情報を利用とする場合は、理事長の承認を得る必要があります。

(損害賠償)

第14条 会員が、法令、本財団が定める諸規程に違反し、またはそれに類する行為によって本財団が損害を被った場合、本財団に対して損害を賠償する責任を負います。

2. 前項の規定は、会員が会員資格を失った後も、継続して当該会員に適用されるものとします。

(規定の追加・改正)

第15条 本規程に定めのない事項で、必要と判断される事項については、理事会の議決を経て、順次追加及び改正するものとします。

(会員規程の変更)

第16条 本財団は、円滑な運営のために必要とされる場合は、理事会の議決を経て、本規程を変更することがあります。

(補則)

第17条 上記の他、本規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定めるものとします。

附 則

この規定は、平成30年5月22日から施行します。

令和元年5月22日改訂。